様式第４号

旅館業営業者地位承継承認申請書

令和　　　年　　　月　　　日

（宛先）福岡市保健所長

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受付印 | 申請者 | 住　所　ふりがな氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｓ・Ｈ　　　　年　　　月　　　日生　　男・女電話番号被相続人との続柄 |
|  | ※法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 |

合併

分割

相続

次のとおり営業者の地位の承継の承認を受けたいので、旅館業法　第３条の３第３条の４　第１項　　　　　　　の規定により申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 合併により消滅する法人又は分割前の法人の名称及び代表者の氏名(被相続人の氏名) |   |
| 合併により消滅する法人又は分割前の法人の事務所所在地(被相続人の住所) |   |
| 営業施設の名称 |   |
| 営業施設の所在地 | 福岡市　　　　区 |
| 営業の種別 | ①旅館・ホテル　　　　②簡易宿所　　　　　③下宿 |
| 営業許可年月日及び許可番号 | 年　　　月　　　日　福　　保環　第　　　　　　　号 |
| 地位の承継の承認を受けようとする法人の名称及び代表者の氏名 |   |
| 地位の承継の承認を受けようとする法人の事務所所在地 |   |
| 合併又は分割の予定年月日(相続開始の年月日) | 年　　　　月　　　　日 |
| 旅館業法第3条第2項第1号から第8号までの規定の該当の有無及び内容 | 以下(1)から(8)までの規定に該当の有無有　（内容　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）・無 |
| (1)　心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令（※）で定めるもの　　(※)精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当って必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者(2)　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(3)　禁固以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して３年を経過していない者(4)　法第８条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して３年を経過していない者(5)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して５年を経過しない者（第８号において「暴力団員等」という。）(6)　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの(7)　法人であつて、その業務を行う役員のうちに第１号から第５号のいずれかに該当する者があるもの(8)　暴力団員等がその事業活動を支配する者 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 添　付　書　類 | １　合併又は分割により営業者の地位の承継の承認を受けようとする場合（１）合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し（２）合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の　 役員の氏名（フリガナ）、住所、生年月日及び性別を記載した役員名簿　　　**※法人の合併又は分割後は、旅館業営業者地位承継承認申請はできません。**２　相続により営業者の地位の承継の承認を受けようとする場合（１）「被相続人の戸籍謄本、除籍謄本及び改製原戸籍等」又は「法定相続情報一覧図の写し」（※原本持参）（被相続人が亡くなられたこと及び相続権を有するもの全員を確認できる書類）（２）相続人が２人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書（様式第５号）**※相続開始日から60日を過ぎると、旅館業営業者地位承継承認申請はできません。**３　その他保健所長が必要と認める書類 | 令和　 年　 月　 日 |
| 手　数　料￥７,４００円納　入　金 | 取扱者 |
|  |
| ｺｰﾄﾞ |
| 本件を承認し、承継承認書を交付してよろしいか。 |
| 申請の事由 | 法人の合併 ・ 法人の分割 ・ 相続 | 特記事項 |  |
| 承認の条件 |  |
| 決　裁 | 課　長 | 係　長 | 担当者 | 起案日　令和　　年　　月　　日決裁日　令和　　年　　月　　日施行日　令和　　年　　月　　日 | 申請日　令和　　年　　月　　日承認日　令和　　年　　月　　日承認番号　福　　保環　第　　　　　号 |
|  |  |  |